

諮問番号：諮問第 15 号

答申番号：答申第 15 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事が審査請求人に対して平成 28 年 11 月 7 日付けで行った特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。家庭の状況、子の障害の状況、子本人の希望、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を考慮して審査してほしい。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われ、違法又は不当な点はないかということにある。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 6 条において、特別児童扶養手当（以下「手当」という。）は、「受給資格者の前年の所得が、（中略）政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない」と規定されている。

審査請求人に係る平成 27 年分の所得は、審査請求人に係る政令で定める所得制限限度額以上であるため、本件は平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月まで手当が支給されない場合に該当する。よって、本件処分に法令の適用誤りはない。

なお、審査請求人は、家庭の状況、子の障害の状況、子本人の希望、障害者差別解消

法の趣旨等を考慮して本件処分を行うべきではなかった旨の主張をしているが、法第6条に基づく支給停止は、前年の所得が所得制限限度額以上であることのみを要件としており、同条は、当該要件を満たす場合には手当を「支給しない。」としているため、当該要件に該当する事実以外の要素を考慮して判断する裁量が処分庁には与えられていない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月3日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、家庭の状況、子の障害の状況、子本人の希望、障害者差別解消法の趣旨等を考慮して本件処分を行うべきではなかった旨の主張をしている。

所得制限限度額以上となると手当が直ちに全額支給停止となる制度のあり方については、当審査会としても検討の余地があり得ると考えるが、現行法制度上、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われ、違法又は不当な点はないかということにならざるを得ないため、以下のとおり判断する。

法第6条において、手当は、「受給資格者の前年の所得が、（中略）政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない」と規定されている。

審査請求人に係る平成27年分の所得は、審査請求人に係る政令で定める所得制限限度額以上であるため、本件は平成28年8月から平成29年7月まで手当が支給されない場合に該当する。よって、本件処分に法令の適用誤りはない。そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子